

## 令和8年分「定期報告書」について

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養状況について、県(家畜保健衛生所)に報告することが義務付けられています。これを「定期報告書」といいます。

対象となる家畜は牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタ、マイクロブタを含む)、いのしし、鶏(ウコッケイ、チャボ等を含む)、うずら、あひる(アイガモを含む)、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者。

その飼養頭羽数及び飼養目的(畜産業、教育(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)、競技など)にかかわらず全ての所有者に報告の義務があります。

### 【提出書類】 (令和8年2月1日時点の状況について記入してください)

#### 1 定期報告書

##### 1) 基本情報

(家畜の所有者(管理者)名・農場の所在地・飼養頭羽数等)

##### 2) 飼養衛生管理基準の順守状況

(所有家畜ごとに自己チェック、小規模所有者は提出不要)

#### 2 添付書類 (小規模所有者は提出不要)

農場の平面図、消毒設備の設置状況、家畜の飼養密度、飼養衛生管理マニュアル、埋却用地の確保状況(一部変更がありますので、確認、記入をお願いします。)など

### 【提出期限】

**令和8年2月27日(金)までに  
提出いただきますようご協力をお願いします。**

(忘れずに！早めの提出をお願いします。)

※ 郵送等にて家畜保健衛生所に提出をお願いします。



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

#### ☆報告書の

提出(郵送)先

及び 問合せ先

〒 509-7203

恵那市長島町正家後田1067-71

恵那総合庁舎

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 あて

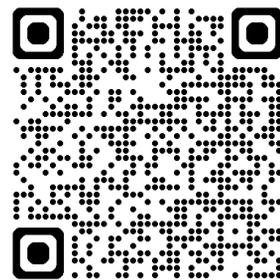
電話 0573-26-1111 (内線:394)

※来所される場合は、平日午前8時半から午後5時15分の間をお願いします。



# 「定期報告書」提出書類について

農林水産省ホームページ参照 →  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)



## 【配布用紙】

### ① 「定期報告書」:

1. 基本情報

### ② 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

② -(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

② -(2) 豚及びいのししの場合

② -(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥  
及び七面鳥の場合

② -(4) 馬の場合

### ③ 添付書類: 1 農場の平面図

### ④ 添付書類: 2~9

※1 ①及び②については、必ず提出してください。

※2 ②については、飼養している家畜の種類用の紙について、提出してください。

※3 ④-8 農場ごとに作成していただいた  
「飼養衛生管理マニュアル」未提出または変更があった  
農場はマニュアルを1部提出してください。

※4 小規模所有者については、①のみ提出してください。

小規模所有者とは下記の頭羽数の家畜の所有者を言います。

(1) 牛・水牛・馬の場合: 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合: 6頭未満(1~5頭)

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合

: 100羽未満(1~99羽)

(4) エミュー・だちょうの場合: 10羽未満(1~9羽)

※5 従来通りの紙の申請に加え、電子での申請も可能となっております。

定期報告や電子申請についてご不明な点がある方は家畜保健衛生所までお問い合わせください。